# 常任総務委員会

**活動日誌**

**7月21日**　調査　甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針（案）、信楽地域における「学校閉校に伴う地域づくり」の進め方（案）
報告　第２次甲賀市多文化共生推進計画見直し（案）に係るパブコメ実施結果、甲賀市地域情報基盤（施設等）民間移行事業の参加事業者辞退　など

**8月18日**　調査　滋賀県知事選挙の結果について
報告　甲賀市市民栄誉賞の贈呈、甲賀市広報大使の委嘱について

## 所管事務調査

### 甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針（案）

学校が閉校する地域における学校施設・敷地の利活用の可否と必要性及び周辺公共施設の適正配置については、学校閉校後の地域づくりに資するものとし、以下の３つの方針に基づき、検討されます。

【方針①】持続可能な住民自治の促進

【方針②】地域単位の公共施設全体の適正配置

【方針③】公民連携・民間活用等による学校施設等の利活用

対象地域は、学校が閉校する地域でグランドデザインを考慮しつつ、自治振興会を単位として地域との議論を進められます。学校閉校後の地域づくりにおいては、地域コミュニティの維持と防災機能の確保を優先事項とされます。公民連携・民間活用等については、実現可能性や持続可能性、地域の意向、必要性を踏まえ検討されます。

**Q** 公共施設等総合管理計画との整合性は。

**A** 残すか壊すかを最初から決めるのではなく、地域づくりの議論の中で判断する。不要なら民間活用や撤去を検討する。

### 信楽地域における「学校閉校に伴う地域づくり」の進め方（案）

**手順**

「甲賀市学校閉校に伴う地域づくり基本方針」に基づき

①「学校閉校に伴う地域づくり基本計画」（学校が閉校する地域）

②学校施設・敷地の利活用及び周辺公共施設の適正配置の具体化

信楽地域では、５校を閉校予定。各地域における検討状況を信楽地域全体で共有するため、「信楽地域連絡協議会」を設置し、信楽地域全体で情報共有しながら検討。

**Q** 信楽地域では、いつ頃から地域協議を始めるのか。

**A** 令和８年度の９～10月頃に区長会等で自治振興会役員向け説明を行い、１～２月頃に４地域で住民説明会を開催する。令和９年度４月以降に各地域の検討会議を立ち上げ、基本計画策定を進めていく。

## 行政視察

令和８年７月30日㈭・31日㈮

### 静岡県掛川市　自治振興会・まちづくり協議会について

### 埼玉県川口市　外国人対応相談窓口の設立・現況について


川口市議会議場

掛川市では、住民自治が進んでいて、住民同士の助け合いで解決されている課題を多く確認しました。

川口市は、在留外国人総数が令和７年12月より、全国１位の５万４４６０人で、先進的な取組を学びました。甲賀市でも、キーパーソンになる人材の発掘など取り入れるべき部分は多いと感じました。

# 常任 厚生文教委員会

## 活動日誌

**7月17日**　調査　甲賀市立図書館の在り方等の検討状況について
GIGA スクール構想に基づく甲賀市立小中学校での取組状況について
不登校対策事業（教員資質向上研修）の取組について
報告　信楽中学校区における学校再編の進捗について
放課後児童クラブの施設整備について

**8月7日**　調査　甲賀市こども基本条例（素案）について
報告　甲賀地域の保育施設にかかる地域説明会等の実施状況について　など

## 所管事務調査

### 甲賀市こども基本条例について

本年度に議案提出が予定されている「甲賀市こども基本条例」について素案の説明があり検討を行いました。この条例は市全体で子どもの権利を守り、子ども一人ひとりが幸せに育つことを目的として制定されます。

**Q** 制定の理由となった「こども権利条約」の文字が無いのは残念。条例の前文に記述しておくべきでは。

**A** パブリックコメントの募集に移る前に検討したい。

## 行政視察

令和8年7月30日㈭・31日㈮

### 山口県柳井市 新設複合図書館について

一昨年に移転新設された柳井市みどりが丘図書館を訪問。館内は日中でも落ち着いた雰囲気でゆったりと腰掛けて飲物片手に読書を楽しめるよう設計されていました。オープン以来40万人の来場者があり、最新の図書館スタイルを掴みました。



柳井市みどりが丘図書館

### 山口県山口市 子ども未来型学習プロジェクト

山口情報芸術センターを訪問し、同センターと山口市教育委員会が連携した先進教育プロジェクト『やまぐち子ども未来型学習プロジェクト』について学びました。子どもたちが楽しみながら器用にＩＴ機器を使いこなして、学習する様子が印象的でした。

### ポジティブ行動支援

山口大学で活躍されている本市出身の宮木准教授を訪ね学校全体で取り組むポジティブ行動支援について学びました。同席いただいた田布施町教育長によれば、試験的に取り入れた学校で着実な実績を上げており、今後の動向が注目されます。

## 広聴活動

### 介護サービス事業者との意見交換会

令和8年8月7日㈮、水口社会福祉センター会議室にて甲賀市介護サービス事業者協議会の皆様との意見交換会を行いました。

山間地の広がる甲賀市では、とりわけ移動の問題が深刻で、経費、時間共に負担が大きく経営難で撤退する事業所もあるなど市内の介護サービス事業者が、日々の業務を通じて感じている課題や実情について、現場の声を伺い、意見交換を行いました。



# 常任 産業建設委員会

**活動日誌**

7月15日　調査　道の駅あいの土山の運営状況について
　　報告　有害鳥獣の捕獲と農作物被害の状況等について
　　信楽産業展示館指定管理者の指定方針について
　　甲賀市都市計画区域の都市計画の変更等について

8月28日　調査　オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書の提出について

## 所管事務調査

### 道の駅あいの土山の運営状況について

**運営状況**
（令和7年4月～令和8年3月）
**計画**　売上額　1億8640万円
　　来客数　23万人
**実績**　売上額　2億7462万円
　　来客数　47万人

8月に一周年を迎えた道の駅あいの土山。リニューアル後の運営状況、施設整備について現地視察を行いました。

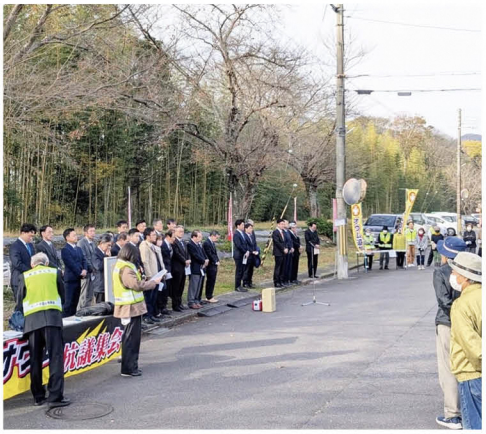
売上額・来場者数はともに当初計画を大きく上回りました。

今後、ドッグラン、広場の整備が行われる予定です。



### オウム真理教に対する観察処分の期間更新を求める意見書の提出について

令和9年1月に団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えるにあたり、甲賀市議会は政府に対し、オウム真理教について、引き続き観察処分を継続することを求めるため、委員会で意見書を提出する確認を行いました。



地域住民は、甲賀市オウム対策住民協議会を設立し、解散・撤退を求め活動を行っており、本市もオウム真理教対策関係市区長連絡会等を通じ、国に抜本的な対策を要望しています。

## 報告事項

### 有害鳥獣の捕獲と農作物被害の状況等について

平成25年度から『獣害対策重点期間』に位置付け、『鳥獣被害防止総合対策事業』による侵入防止策の設置推進と有害鳥獣の捕獲強化、「獣害に強い里づくり事業」による地域ぐるみの防除環境の整備の取組について報告されました。

### 信楽産業展示館指定管理者の指定方針について

令和9年度から令和12年度まで（4年間）の指定管理者は令和8年度と同様の管理運営基準により、非公募で、滋賀県立陶芸の森の指定管理者を指定する方針が示されました。引き続き、陶芸の森あり方検討の報告もふまえ管理運営のあり方を検討します。

### 甲賀都市計画区域の都市計画の変更等について

甲賀都市計画区域における区域区分の見直し、用途地域の変更及び地区計画の決定、都市施設の変更について報告されました。

# 公民連携による
# 貴生川駅南口交流拠点整備についての意見交換会

意見交換会

## 公民連携調査特別委員会
## 産業建設常任委員会

7月20日、公民連携調査特別委員会と産業建設常任委員会合同で「公民連携による貴生川駅南口交流拠点整備についての意見交換会」を開催しました。

市では、貴生川駅周辺整備事業に平成29年から取り組んでおり、令和3年には「貴生川駅周辺特区構想」を策定、その特区構想の事業の一つに「貴生川駅周辺整備事業」があります。その後、令和5年には「貴生川駅周辺基本構想」を策定、令和6年には「貴生川駅南口官民連携交流拠点基本計画（たたき台）」が作成されました。






### （仮称）キラッタプロジェクト

貴生川駅南口交流拠点（仮称）メディアキラッタのコンセプトは未来の人材と産業の種を育てる「共創型ラーニングセンター」としての機能を目指し、市民が世界中の情報に触れる「新たな知の拠点」とされており、1つ目の機能として図書館、2つ目の機能としてコワーキングやイベントスペースなどのパブリックリビング、3つ目の機能としてシェアキッチンやメディアラボなどのプレイグラウンド等が計画されています。

事業は市が所有する土地に民間（PPP※エージェント）が施設整備し、公共施設及び民間事業として運営する公民連携事業として推進されます。

### 【主な意見】

意見交換会では「キラッタプロジェクト」や貴生川駅周辺整備事業に対する多くの意見が出されました。その一部を紹介します。

- 施設名称は実際の機能を市民が正しく理解できるものとする必要がある。
- 食料品や日用品を扱う店舗、カフェ、飲食スペースなど、地域住民が日常的に利用できる機能を整備してほしい。
- ラーニングセンターが本格的な図書館なのか、学習や交流を中心とした施設なのかが分かりにくい。
- 賃貸住宅はあくまで仮住まいであり分譲も検討する必要がある。
- コミュニティセンターやまちづくり協議会の事務所をキラッタと一体化するべき。
- これまでに説明会等が開催されているものの、地域住民の中には計画内容を知らない人も多く、情報が十分に届いていない。

**※PPPとは…**パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、PPPエージェントとは行政の代理人として市との連携協定に基づき権限を委託され、官と民の間に立ってプロジェクトを一貫して推進する民間事業者で、施設整備から管理運営まで行います。資金調達については市中銀行からの借入金、市や民間からの出資金、国からの補助金などが想定されています。

意見交換会

# 広報広聴委員会

甲賀市議会広報広聴委員会広聴部会では、7月16日～7月24日にかけて、「区・自治会、自治振興会、まちづくり協議会」を対象にした4件の意見交換会を開催しました。ご応募いただいた皆様、ありがとうございました。

## 虫生野区（7月16日）

**広聴部会２班**

**≪主な意見≫**

- 有事の際の区長の役割や情報発信の流れが不明確。
- 有害鳥獣を発見した際の行政側の通報窓口が不明確。
- 区・自治会、自治振興会の役割を明確に示してほしい。
- 区役員の担い手不足を課題に感じる。



## 高嶺区（7月18日）

**広聴部会３班**

**≪主な意見≫**

- 市街化調整区域内なので、非常に制限が多い。
- 民間(ゴルフ場)の支援がないと当該地域は維持できない。
- 地域の環境を守る住民の努力と負担を理解してほしい。
- 緊急通報システムは、若い人が不在の昼間こそ必要。



## ニューポリス区（7月19日）

**広聴部会２班**

**≪主な意見≫**

- 草の根ハウスの老朽化対策、耐震補強が必要と感じる。
- 避難所の備蓄状況が「見える化」されているほうが安心。
- 空き家・空き地の適正管理と火災予防対策が必要。
- 外国人住民への生活・防災の多言語周知が大切。



## 甲南中部学区まちづくり協議会（7月24日）

**広聴部会１班**

**≪主な意見≫**

- 通学路である県道草津伊賀線の歩道整備が必要。
- 県道柑子塩野線の東側の延伸で周辺の交通渋滞を緩和。
- 社寺や文化財の維持については、地域だけでは担えない。
- 緊急車両も通れない市道の拡幅が必要。



※以上4件の内容については、実際の意見者の表現と多少異なる場合があります。

## 【議長へ実施報告書（最終報告）を提出】



９月25日に広報広聴委員会(瀬古委員長、西村広聴部会長)から戎脇議長へ実施報告書(全8件)の提出がなされました。

今後、各常任委員会の所管ごとに内容の整理がなされる予定です。その後、必要に応じて、より良い方向に向けた委員会の調査などが行われます。

報告

# 政治倫理審査会

糸目仁樹議員の3月定例会一般質問の言動を巡って、谷永兼二・出口雅之・木村眞雄議員から6月12日付で「政治倫理基準等に違反する」と審査請求が提出されました。これを受けて7月10日政治倫理審査会が設置され、審査の結果「陳謝の勧告が適当」との報告書が提出されました。戎脇浩議長は、甲賀市議会政治倫理条例に基づき、対象議員からの陳述書をふまえ、9月定例会最終日に「本会議場での陳謝」を勧告しました。



## 政治倫理基準等違反事案に対する審査請求

政治倫理審査会は、５名の議員で構成(委員長：山岡光広、副委員長:堀郁子、西村慧、小倉剛、福井進)。審査請求者・審査対象議員・議長と議会事務局・所管部長らから６回・延べ10時間以上かけて請求内容を吟味、「政治倫理基準等に反する」と認定し、８月24日、議長に報告書を提出しました(写真)。

## 「陳謝の勧告」…対象議員は応じず

審査請求は、議員の発言を制限するものではないことを大前提として、糸目議員の言動は「他人の私生活における不確定な事案を断定した内容を記載し、その旨の発言を行った」「間接的な要素を複数列挙して、個人を特定し得るような状況を作り、個人攻撃とも捉えられるような発言を行った」というものです。

議長から「本会議場で陳謝」を勧告しましたが、糸目議員は応じませんでした。

こうした状況を受けて、急遽動議として「甲賀市議会議員の政治倫理及び関係条例等の遵守に関する決議」が提案され、全員賛成で可決されました。

## 甲賀市議会議員の政治倫理及び関係条例等の遵守に関する決議

甲賀市議会議員政治倫理条例第1条には、「市民全体の代表として高い倫理観が求められることを自覚し、良心及び責任感をもってその責務を果たし、議員と市民との信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与する」と、その目的が定められている。

このように、議員には常に高い政治倫理観が求められる。政治倫理とは、単なる道徳的理念ではなく、公職者が市民の代表として責任ある行動を行うための具体的な行動規範として位置付けられるものである。

議員の発言及び質問の権利は、議会活動の根幹をなすものであり、最大限尊重されなければならない。同時に、その行使に当たっては、関係法令、甲賀市議会基本条例、甲賀市議会会議規則及び甲賀市議会議員政治倫理条例等を遵守し、市民の権利及び名誉等に十分配慮するとともに、議員としての品位を保持し、その責任を果たすことが求められる。

今般、甲賀市議会議員政治倫理条例の規定に基づき政治倫理審査会が設置され、慎重な審査を経て、政治倫理基準等に違反するとの審査結果が示された。

これを受け、議長は、審査結果及び審査対象議員から提出された陳述書を勘案し、同条例の規定に基づき、政治倫理審査会の報告を尊重して措置を決定した。

本市議会は、今回の審査結果及び議長の措置の趣旨を真摯に受け止め、議会全体で共有するとともに、今後の議会活動に生かしていかなければならない。

よって、全ての議員が市民全体の代表者としての責務と政治倫理を改めて自覚し、関係法令、条例及び規則等を遵守し、市民の権利及び名誉に十分配慮するとともに、良心及び責任感をもって誠実に議会活動を行い、市民から信頼される議会の確立に努めることを、ここに決議する。